

埼玉県西部福祉事務所
会計年度任用職員（生活保護に関する事務補助員）募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

- (1) 生活保護担当の給付等に係る事務処理
 - ・ 給付対象者の確認
 - ・ 書類送付、電話対応
 - ・ 給付事務処理など
- (2) その他生活保護担当の事務補助

2 採用予定者数

3名

3 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(事業が継続する場合は更新の可能性あり)

4 勤務日・勤務時間

原則週4日、9時00分から17時15分
※休憩時間：正午～午後1時
※勤務日の割り振りについては応相談

5 勤務条件

(1) 報酬

月額 165,700円～196,500円

(時間換算額 1,318円～1,563円)

※報酬は、学歴・職歴を考慮の上決定します。

※報酬額は令和8年1月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(2) 諸手当

期末手当及び勤勉手当：一般職の常勤職員の例により支給

(3) 通勤交通費

別途支給（埼玉県の規定により支給）

※通勤距離（片道）が2km未満の場合等は支給されません。

(4) 休日・休暇

国民の祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）は休日となります。

年次休暇10日、その他は埼玉県の規定によります。

(5) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

※令和8年度の組織・予算の状況等によっては、勤務条件の変更や、採用とならない可能性があります。

6 応募資格

- (1) 必要な資格・経験
特になし。
・ただし、企業の経理や電話対応業務の経験があることが望ましい。
- (2) 必要な免許等
パソコン（ワード、エクセル等）の操作技能
- (3) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (4) 国籍は問いません。ただし、当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
※ 地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は応募できません。
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

7 求める人材

6(1)、(2)のほか、生活保護など福祉行政に関心があり、正確な事務処理ができる方。また、公務員としての職責を十分に自覚して公正を重んじた行動がとれる方。

8 応募について

- (1) 応募は、令和8年3月5日(木)正午【必着】までに、下記10の担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書、身上書に記入(履歴書には写真を貼付)の上提出してください。
※応募者多数により、受付期間中であっても募集を締め切る場合があります。応募書類提出の前に、募集が継続しているか電話で予め御確認ください。
- (2) 提出は、郵送又は持参してください。
- (3) 封筒の表面には、「会計年度任用職員(事務補助)応募」と朱書きしてください。
- (4) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5) 持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです(最終日は正午まで)。

9 選考方法等について

- (1) 第1次審査
応募書類による選考を行い選考結果を通知します。(応募書類の返却は行いません。)
- (2) 第2次審査
面接による選考を行います。(3月10日(火)を予定)
- (3) 最終結果通知
令和8年3月中旬に、第2次審査の受験者に連絡します。

10 応募書類の提出及び問い合わせ先

埼玉県西部福祉事務所 生活保護担当
所在地：〒350-0212
 坂戸市石井2327-1
電話：049-283-7892
担当：企画グループ 田中